

5. 家族支援の方策

(参考資料)

家庭支援に係る主なサービス

事業名	内容
(1) 個別給付 (障害児通園施設(※)・児童デイサービス事業における加算)	
【家庭連携加算】	保護者の同意を得た上で、障害児の居宅等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に評価
【訪問支援特別加算】	継続的にサービス利用していたものの、利用が途絶えた場合に障害児の居宅を訪問し、家族等との連絡調整や引き続きサービスを利用するための働きかけ等を行う。
(2) 個別給付	
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業
(3) 地域生活支援事業 日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業

※ 障害児通園施設: 知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設(通所部)、難聴幼児通園施設

家庭支援について(障害児通園施設・児童デイサービス)

家庭連携加算

乳幼児の保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、サービス利用計画に位置づけ、保護者の了解を得て、事前に日程調整した上で職員が家庭を訪問し、利用児童や家族への支援・指導を行った場合に算定を可能とする。(なお、同日に通所し、本体報酬が算定される場合においては、同報酬の重複算定はされないものとする。)

- 対象施設 障害児通園施設(知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設(通所部を含む)、難聴幼児通園施設)、児童デイサービス事業所

- 報 酬 月2回を限度として、家庭訪問を行った場合に1時間までは187単位、1時間を超える場合は280単位を算定する。

(2) 訪問支援特別加算

通所利用児童で常時サービスを利用しているが、5日以上連続して利用がなかった場合、その児童の居宅を訪問して、家庭の状況を確認し、支援を行った場合に報酬の算定を可能とする。

加算の算定に当たっては、保護者の了解を得た上で、①引き続き現行のサービスを利用するための動機付け、②再アセスメントに基づくサービス利用計画の見直し、③相談支援事業者等へのあっせん・連絡調整のいずれかを行うことが必要である(なお、同日に通所し、本体報酬が算定される場合においては、同報酬の重複算定はされないものとする。)

○ 対象施設 障害児通園施設(知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設(通所部を含む)、難聴幼児通園施設)、児童デイサービス事業所

○ 報 酬 月2回を限度として、家庭訪問を行った場合に1時間までは187単位、1時間を超える場合は280単位を算定する。

ペアレント・トレーニング

- ◆ ペアレント・トレーニングとは、より適切な子育ての方法を保護者が学ぶこと。
- ◆ 特に、障害のある子どもや不適応を示す子どもの保護者は、子育てにおける不安、怒り、絶望感、孤立感などから、疲れ、自信をなくし、さらに、適切な支援に繋がらない場合、子どもの家庭内暴力や引きこもり等の二次障害を引きおこしやすくなる。
- ◆ このため、心理療法士等が、保護者に対し個別、または家族やグループによる専門指導を行う等、家族支援が必要。

保護者支援の領域

- ◎ 心のケア
 - ・心理療法、カウンセリング
- ◎ ソーシャルワーク(福祉的支援)
 - ・専門支援、スキルの習得、具体的な解決策
- ◎ ペアレンティング(親子関係の再構築)
 - ・子どもとの関係維持、再構築、家族(再)統合

保護者支援の例

- 児童相談所
 - ・グループ(親、家族合同、子ども)指導 等
- 児童福祉施設(情緒障害児短期治療施設 等)
 - ・通所、または、宿泊による家族療法 等
- 市町村(保育所、保健センター(保健師)等)
 - ・交流保育、家庭訪問、関係機関との連携 等

肢体不自由児施設における 母子入園による療育について

- ◆ 概ね2～6歳の児童について、1～3か月、その母親とともに入園させ、
 - (1) 当該児童の克服意欲を助長させる
 - (2) 家庭復帰後においても一貫した適切な機能訓練等の指導方法を確保する。
- ◆ 施設退所後においても密接な連携を保つ措置を講じる。

(昭和40年局長通知)

政府出資金の運用益により、民間の創意工夫を活かした、社会福祉を振興するための事業に対する支援を行い、高齢者や障害者の在宅福祉、生きがい・健康づくり、子育て支援、青少年の非行防止や健全育成、障害者スポーツの振興等の推進を図る事業。

○ 障害児・者の家族の支援に関する事業(20年度助成事業の例)

1. 社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会

事業名 重症心身障害児(者)のきょうだい支援交流キャンプ事業(助成額 5,569千円)

事業概要 家庭内外に及ぶ様々な悩みを抱える重症心身障害児(者)のきょうだいとその家族を支援するため、全国4か所できょうだい交流キャンプ、きょうだいについて語る親の会を開催する。

2. 特定非営利活動法人 アジール舎

事業名 障害児家族のための情報交流スペースづくり事業(助成額 1,211千円)

事業概要 障害児とその家族が自立を志向しつつ、互いに支えあうことのできる豊かな地域生活の実現を目的に、当事者や地域住民によるブックスペース、ギャラリースペース、ワークショップスペースを有する情報交流の場を創設する。

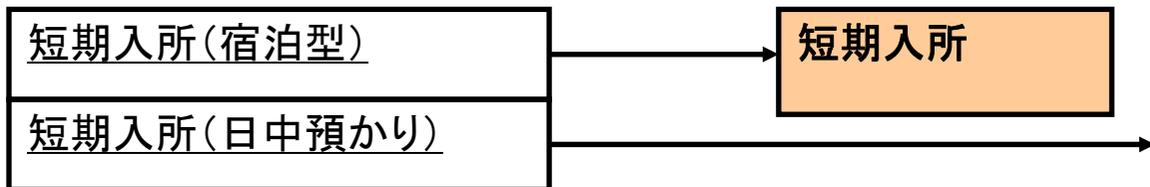
3. 社団法人 神戸市手をつなぐ育成会

事業名 知的障害児家族サポート事業(助成額 2,000千円)

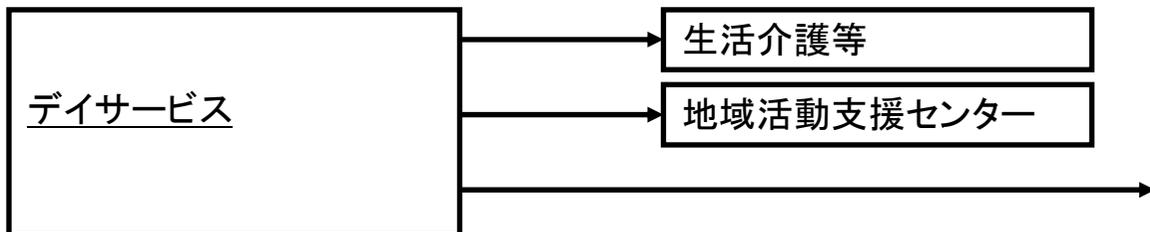
事業概要 幼児の発達の遅れに不安を感じている家族への支援と、障害児のことを理解してもらうための一般向けのパワーポイントを作成し、出前トークを行うとともに、各種イベント(①幼児の発達に不安を持つ家族向け、②学齢期の家族を持つ家族向け、③社会参入する直前の子を持つ家族・受入側向け)を開催する。

日中一時支援事業と短期入所

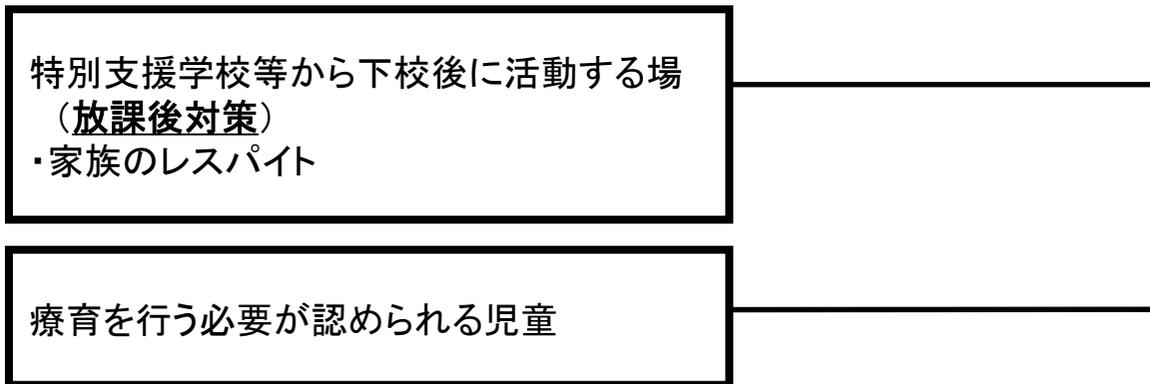
○ 知的障害者・障害児のショートステイ(日中預かり)



○ 身体障害者・知的障害者のデイサービス



○ 児童デイサービス・タイムケア事業



日中一時支援事業

・日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

※ 知的障害者・身体障害者についても利用可。
(年齢要件を緩和)

児童デイサービス事業

・児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練を行う事業

短期入所

【利用者】

- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする身体・知的・精神障害者

- ① 障害程度区分1以上である者
- ② 障害児の場合は、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分に規定する区分1以上である者

【サービス内容等】

- 入浴、排せつ又は食事の介護等を提供。
- 利用者の障害程度区分に応じて報酬単価を設定。
- 医療機関で実施する短期入所については別に報酬単価を設定。



【人員配置】

- 短期入所の利用者を本体施設の数とみなした上で、本体施設に必要な人員を配置。
- 単独型事業所においては、生活支援員を必要数。

【報酬単価】

- 490単位(区分1及び2)～890単位(区分6)
 - ・ 重症心身障害児等については、2,400単位
 - ・ 遷延性意識障害者等については、1,400単位

【実施状況】

- 6,255か所 平成18年社会福祉施設等調査より
医療機関で実施している短期入所 59か所
(出典:独立行政法人福祉医療機構(WAMNET)データ調べ)

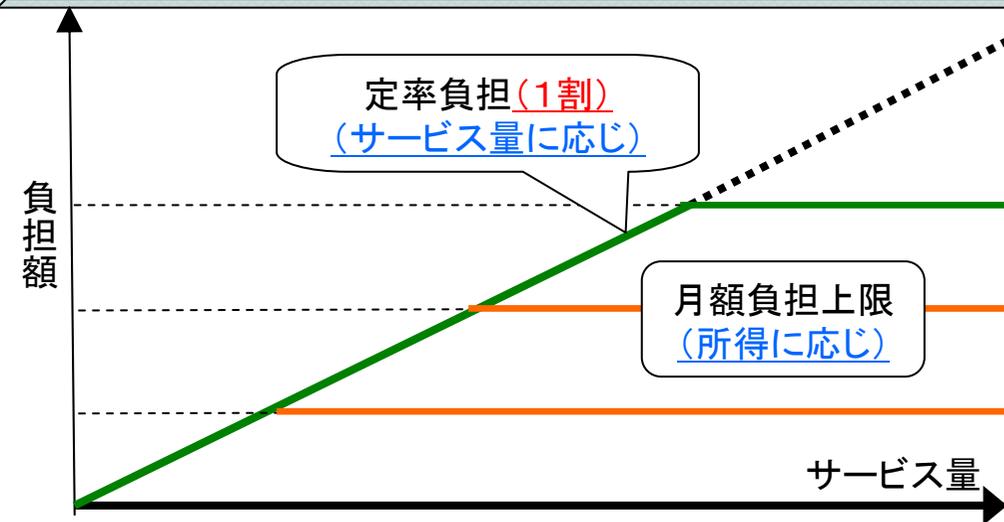
障害児のいる世帯に係る利用者負担の軽減

	障害者自立支援法 (改正児童福祉法)施行時	(特別対策) 平成19年4月1日～	(緊急措置) 平成20年7月1日～
軽減内容	利用者負担の上限額を ・1/2に軽減【通所・在宅】 ・1/2に軽減【入所】	利用者負担の上限額を ・1/4に軽減【通所・在宅】	利用者負担の上限額を ・1/8程度に軽減【通所・在宅】 ・1/4程度に軽減【入所】
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 低所得1 低所得2 ※ 食費等の実費負担は、一般(所得割2万円未満)まで軽減(通所施設・在宅サービスは学齢期前まで)	<ul style="list-style-type: none"> 低所得1 低所得2 一般(所得割16万円(注)未満) ※収入ベースで概ね600万円まで	<ul style="list-style-type: none"> 低所得1 低所得2 一般(所得割28万円(注)未満) ※収入ベースで概ね890万円まで
	<ul style="list-style-type: none"> 年収150万円以下 資産350万円※以下 ※世帯員が1人増ごとに100万円増	<ul style="list-style-type: none"> 収入要件の撤廃 資産1,000万円以下 	同左
実施主体	都道府県等(補助事業)	都道府県等(給付費)	同左
事業者	社会福祉法人	すべての事業者を対象	同左

* 「特別対策」による利用者負担対策は平成20年度までの時限措置。ただし、与党PT報告書において「平成21年度以降も実質的に継続」とされている。

障害児のいる世帯の負担限度額

(居宅・通所サービスの場合)



- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、障害児の保護者の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

【施行時】

① <介護保険並び(原則)>

一般	<u>37,200円</u>
低所得2	<u>24,600円</u>
低所得1	<u>15,000円</u>
生活保護	<u>0円</u>

② <社会福祉法人軽減>

一般	<u>37,200円</u>
低所得2	<u>12,300円</u>
低所得1	<u>7,500円</u>
生活保護	<u>0円</u>

【19. 4. 1~】

③ <特別対策>

一般	<u>37,200円</u>
一般 (所得割16万円未満)	<u>9,300円</u>
低所得2(※)	<u>6,150円</u>
低所得1	<u>3,750円</u>
生活保護	<u>0円</u>

【20. 7. 1~】

④ <緊急措置>

一般	<u>37,200円</u>
一般 (所得割28万円未満)	<u>4,600円</u>
低所得2(※2)	<u>3,000円</u>
低所得1	<u>1,500円</u>
生活保護	<u>0円</u>

障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害児の場合)

所得階層		入所サービス (事業費約18.6万円)			
		措置費制度	障害者自立支援法	障害者自立支援法 (特別対策後)	障害者自立支援法 (緊急措置後)
課税世帯	一般 (年収約1,000万)	54,200円	⇒ 45,000円 (18,600円 + 26,400円) ⇒	同左	⇒ 同左
	一般 (年収約890万)	41,200円	⇒ 45,000円 (18,600円 + 26,400円) ⇒	同左	⇒ 10,300円 (9,300円 + 1,000円)
	一般 (年収約600万)	29,000円	⇒ 45,000円 (18,600円 + 26,400円) ⇒	19,600円 (18,600円 + 1,000円)	⇒ 10,300円 (9,300円 + 1,000円)
非課税世帯	低所得2 障害基礎年金1級 (年額約99万円、月額8.3万円)	2,200円	⇒ 13,300円 (12,300円 + 1,000円) ⇒	13,300円 (12,300円 + 1,000円)	⇒ 7,000円 (6,000円 + 1,000円)
	低所得1 障害基礎年金2級 (年額約79万円、月額6.6万円)	2,200円	⇒ 8,500円 (7,500円 + 1,000円) ⇒	8,500円 (7,500円 + 1,000円)	⇒ 4,500円 (3,500円 + 1,000円)

※ 括弧内は、定率負担＋食費

(注)障害児世帯の利用者負担は児童福祉法に規定されているが、便宜的に障害者自立支援法と記載している。12

障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害児の場合)

所得階層		通所サービス (事業費約14.4万円)			
		措置費制度	障害者自立支援法	障害者自立支援法 (特別対策後)	障害者自立支援法 (緊急措置後)
課税世帯	一般 (年収約1,000万)	27,100円	⇒ 28,700円 (14,400円 + 14,300円)	⇒ 同左	⇒ 同左
	一般 (年収約890万)	20,600円	⇒ 28,700円 (14,400円 + 14,300円)	⇒ 同左	⇒ 9,660円 (4,600円 + 5,060円)
	一般 (年収約600万)	14,500円	⇒ 28,700円 (14,400円 + 14,300円)	⇒ 14,360円 (9,300円 + 5,060円)	⇒ 9,660円 (4,600円 + 5,060円)
非課税世帯	低所得2 障害基礎年金1級 (年額約99万円、月額8.3万円)	1,100円	⇒ 12,560円 (7,500円 + 5,060円)	⇒ 5,290円 (3,750円 + 1,540円)	⇒ 3,040円 (1,500円 + 1,540円)
	低所得1 障害基礎年金2級 (年額約79万円、月額6.6万円)	1,100円	⇒ 12,560円 (7,500円 + 5,060円)	⇒ 5,290円 (3,750円 + 1,540円)	⇒ 3,040円 (1,500円 + 1,540円)

※ 括弧内は、定率負担＋食費

(注)障害児世帯の利用者負担は児童福祉法に規定されているが、便宜的に障害者自立支援法と記載している。13

○健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

＜平成18年6月13日 参議院厚生労働委員会＞

六、高額療養費制度の自己負担限度額の在り方について、家計に与える影響、医療費の動向、医療保険財政の推移等を踏まえ、検討を加えるとともに、その適用の利便に資するため、政府管掌健康保険は把握している情報の速やかな通知に努め、国民健康保険においても通知が行われるよう保険者の努力を促すこと。また後期高齢者医療制度において広域連合による被保険者への通知が十分行われるよう配慮すること。さらに、高額医療・高額介護合算制度と、障害者自立支援法のサービスに係る利用者負担とを調整する仕組みについて、今後早期に検討すること。

○障害者自立支援法の抜本的見直し（報告書）

＜平成19年12月7日 与党障害者の自立支援に関するプロジェクトチーム＞

Ⅲ 見直しの方向性

1 利用者負担の在り方

障害福祉サービス、補装具及び自立支援医療の利用者負担の合計額に上限を設けることについては、医療保険における高額療養費との合算も含めて検討。